

議案第23号

世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 世田谷区立高齢者在宅復帰施設の機能の見直しに伴い、当該施設を廃止し、新たに世田谷区立高齢者一時生活援助施設を設置するため、条例を制定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立高齢者一時生活援助施設条例

(目的及び設置)

第1条 養護を緊急に要することとなった高齢者その他在宅生活を継続することが困難となった高齢者の一時的な援助を行うため、世田谷区立高齢者一時生活援助施設（以下「一時生活援助施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 一時生活援助施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 世田谷区立高齢者一時生活援助施設ほのぼの

位置 東京都世田谷区南烏山四丁目28番3号

(事業)

第3条 一時生活援助施設は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

その居室を利用に供するとともに、日常生活の援助を行うこと。

利用者（一時生活援助施設の利用の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の健康管理、生活相談等に関すること。

前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたこと。

(居室)

第4条 一時生活援助施設には、居室を5室設ける。

(利用することができる者の範囲)

第5条 一時生活援助施設を利用することができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、区長が必要と認めたときは、この限りでない。

区内に住所又は居所を有する者であって、65歳以上のものであること。

やむを得ない理由により、前号の住所又は居所において生活を続けることが困難であり、かつ、他の居所又は一時滞在施設等を確保することが困難であること。

居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホームその他これに類する施設における居室を含む。）における生活への復帰が見込まれること。

(利用の手続等)

第6条 一時生活援助施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、区

長に利用の申請をし、その承認を受けなければならない。ただし、事前に申請をすることができない事由があると区長が認めるときは、事後にその承認を求めることができる。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時生活援助施設の利用の承認をしないものとする。

管理上支障があるとき。

第1条の目的に合致した利用であると認められないとき。

前2号に掲げるもののほか、一時生活援助施設を利用させることが不適當であると区長が認めるとき。

(利用の条件)

第7条 区長は、一時生活援助施設の利用の承認をする場合において、管理上必要な条件を付けることができる。

2 区長は、管理上必要と認めるときは、前項の条件を変更することができる。

(利用の承認の取消し等)

第8条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時生活援助施設の利用の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

第6条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

災害等により一時生活援助施設を利用に供することができないとき。

この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用期間)

第9条 一時生活援助施設の利用期間は、6月以内とする。ただし、区長が必要と認めるときは、必要な限度において利用期間を延長することができる。

(使用料)

第10条 一時生活援助施設の使用料は、月額41,000円とする。

2 一時生活援助施設の利用を開始した日が月の中途である場合のその月の使用料は、当該利用を開始した日から起算して日割により定める。

3 一時生活援助施設を退去した日が月の末日でない場合のその月の使用料は、その日に至るまでの日割により定める。

4 前2項の規定による日割計算は、1月を30日として計算し、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第11条 区長は、規則で定めるところにより、前条の使用料を、利用者(生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助を受けている者を除く。)の前年の収入額に応じて減額することができる。

2 前項に規定するもののほか、区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用者の申請により、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

利用者の身体又は財産が災害等により容易に回復し難い被害を受けたため、特に費用を要するとき。

利用者の責めに帰すべき理由によらないで、一時生活援助施設を利用することができないとき。

失職、疾病その他の理由により収入が減少し、前条の使用料を納付することが困難なとき。

前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めるとき。

(利用者の費用負担)

第12条 利用者は、次に掲げる費用を負担するものとする。

電気、ガス及び上下水道に係る費用

食材料に係る費用

前2号に掲げるもののほか、区長が利用者に負担させることが適当と認める費用

(共益費)

第13条 区長は、前条各号に掲げる費用のうち利用者の共通の利益を図るため、特に必要と認められたものを共益費として当該利用者から徴収することができる。

(納期)

第14条 利用者は、一時生活援助施設を利用した月(以下「利用月」という。)の翌月の末日までに、利用月の使用料及び前2条に規定する費用を納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第15条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(保管義務)

第16条 利用者は、一時生活援助施設について必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

(損害賠償)

第17条 一時生活援助施設又はその設備を損傷し、又は滅失した者は、区長が相当と認めた損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第18条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(退去)

第19条 利用者は、一時生活援助施設の利用の承認を受けた期間の終了日前に一時生活援助施設を退去しようとするときは、あらかじめ区長にその旨を届け出なければならない。

2 利用者は、一時生活援助施設を退去しようとするときは、当該利用者の負担においてこれを原状に回復しなければならない。

3 区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、前項の規定による原状回復の義務を免除することができる。

(委任)

第20条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例の廃止)

2 世田谷区立高齢者在宅復帰施設条例(平成12年3月世田谷区条例第54号。以下「在宅復帰施設条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行前に在宅復帰施設条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の際、現に在宅復帰施設条例の規定により世田谷区立高齢者在宅

復帰施設（以下「在宅復帰施設」という。）を利用している者は、利用者とみなす。
この場合において、利用者とみなされる者に係る一時生活援助施設の利用期間は、
第9条の規定にかかわらず、施行日におけるその者に係る在宅復帰施設の利用期間
の残存期間と同一の期間とする。